

## ○職員による飲酒運転の根絶と不祥事の防止について（通知）

平成19年2月13日 18高教政第554号  
各所属長、各県立学校長あて 高知  
県教育長通知

私たち全ての県職員は県民全体の奉仕者であり、その職務は県民の皆様から負託された公務です。その公務に対する県民の皆様の信用を確保し、県行政の円滑な運営を図るためには、私たち一人ひとりの県職員が、高い倫理を保持しつつ、その職務に全力を挙げ、職責を果たすことが何より肝要です。

しかしながら、先日、知事部局等の職員が相次いで飲酒運転で摘発されるという、県職員全体に対する信用を著しく傷つける事態が発生しました。

県教育委員会においては、飲酒運転の根絶に向けて、平成9年11月に「飲酒運転は原則懲戒免職」という厳罰方針を打ち出しました。また、教育に携わる私たちは、子どもたちに遵法の精神を教えるという重要な責務を負う立場にあり、より高い倫理性や、子どもたちの模範となる行動が強く求められている、ということで飲酒運転をはじめとする不祥事発生防止に種々の取り組みを行ってきました。しかし、その効果が上がっていると言える状況にはなく、誠に残念ながら、問題意識が極めて低いと言わざるを得ません。今回の件についても、同じ県職員として厳しく受け止め、課題意識を共有しなければなりません。

飲酒運転は、交通三悪の一つとして最も反社会性の強い行為であり、その根絶に県民挙げて取り組んでおり、県教育委員会でも、これまでも機会があるごとに注意を喚起してきたところですが、飲酒運転をはじめとする不祥事の発生を未然に防止するため、今一度、下記の事項について、臨時的任用職員、非常勤職員を含む職員一人ひとりに対して徹底して、お互いに再確認し合ってください。

なお、公益法人等へ派遣されている職員についても、主管課から徹底してください。

### 記

- 1 管理職員は、日頃から一人ひとりの職員に心を配り、その声に耳を傾け、また、積極的に声掛けを行うなど、職員との意思疎通を十分に図り、職員一人ひとりの健康状態や勤務状況を把握すること。そうすることによって、職員相互の信頼関係を確保した明るい職場づくりや、悩みや課題を抱えた職員が上司や職場の仲間に気軽に相談できる風通しの良い職場づくり、職場の目標や課題の解決に向けて職員全員が助け合い・支え合う職場づくりを一層推進すること。また、職員も、そういった職場づくりに積極的に参加すること。
- 2 職員一人が行った行為でも、教育行政や学校はもとより県行政全体に対する県民の皆様の信頼を大きく損ない、不信感を募らせることになるので、そのことを深く自覚したうえで、私たち一人ひとりが、教育に携わる者として、強い使命感と責任感を持って行動すること。
- 3 平成17年7月に作成した「不祥事防止のチェックリスト」を活用するなどして、今一度、職員一人ひとりが対処から予防へという視点から自己点検を行い、「不祥事を絶対起こさない」取り組みを一層推進すること。

- 4 「職員の交通安全について」（平成 14 年 11 月 1 日付け 14 高教総第 887 号及び平成 14 年 11 月 8 日付け 14 高教職第 2147 号教育長通知）を職場内で再度徹底するとともに、飲酒運転、著しい法定速度制限違反など危険な運転は、県民の皆様の生命と安全を脅かす行為であることを職員一人ひとりが自覚して、交通法規を遵守すること。  
また、公私を問わず、交通違反・事故を起こさないように、また、交通事故に遭わないよう、交通安全に十分注意し、事故の防止に取り組むこと。
- 5 職員一人ひとりが、「飲酒運転の根絶について」（平成 9 年 11 月 12 日付け 9 教総第 442 号及び同日付け 9 教職第 401 号教育長通知）を再確認し、「飲酒運転は絶対にしない」ということを今一度自覚するとともに、職場内の会議など機会あるごとに「飲酒運転は絶対にしない」ということを確認し合うなど、改めて職場における飲酒運転根絶の土壌づくりに取り組むこと。
- 6 飲酒運転と知りながら、酒を勧めたり、酌をしたり、車に同乗するなど、飲酒運転を容認、または放置する行為についても、ほう助犯として罰せられ、懲戒処分の対象となるので、酒を飲む場合、特に職員間で飲酒する場合には、お互い声掛けをするなど、周囲が連帯意識を持って、飲酒運転の防止に取り組むこと。
- 7 自転車の運転に際しても、県民の模範となるよう、信号無視、無灯火、傘差し、2 人乗り、並進、酒酔い運転などの交通法規やマナーに違反する行為をしないこと。